

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第3号
令和2年1月7日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
各方面本部長

教習指導員に係る自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修課程の指定に伴う留意事項等について(通達)

今般、「道路交通法の規定に基づき、自動車安全センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件」(令和元年12月27日国家公安委員会告示51号)によって、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号ロに定める自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修課程として、同センターが行う教習指導員(普通)課程(以下「新課程」という。)が指定された。

新課程は、同センター安全運転中央研修所において令和2年4月から運用開始が予定されているところであるが、同課程の修了者に対して、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が教習指導員資格者証を交付する際の留意事項等は、下記のとおりであるので誤りのないようになされたい。

記

○ 教習指導員になろうとする者に対する教養は、「指定自動車教習所業務指導の標準について(通達)」(令和元年11月15日付け警察庁丙運発第29号)の指定教習所の指導員等になろうとする者に対する新任教養実施基準(別添第1)に基づいて行われているところ、自動車安全運転センターは、当該基準における現場事前教養を終了していることを新課程の入所条件としていることに留意すること。

また、新課程の修了後は、現場事後教養を実施させた後に教習業務に従事させるよう指導すること。

○ 新課程の修了者であっても、公安委員会における教習指導員審査の合格者と同様に、法第99条の3第4項第2号に規定される事由(以下「欠格事由」という。)に該当する場合は、教習指導員資格者証を交付することができないことから、欠格事由の有無について確認を徹底すること。

なお、欠格事由の有無についての確認は、申請者から技能検定員審査等に関する規則

(以下「規則」という。)第15条第3項第2号に定める誓約書面の提出を受けるほか、他の都道府県からの転入者である場合には、関係都道府県と緊密な連携を図り、相互に照会等を行うこと。

- 新課程の修了者が教習指導員資格者証の交付を受けようとする場合、当該修了者は、交付申請書(規則別記様式第4号)を提出することになるが、同申請書には、規則第15条第3項第1号に基づき、新課程の修了を証明する書面の原本を添付させること。

新課程を修了したことの効力については、期間の定めがないことから、修了から相当期間経過後に教習指導員資格者証の交付申請も可能であるが、修了から1年以上経過後に同資格者証の交付を受けようとする者については、修得した知識、技能の低下のおそれがあることから、公安委員会で必要な確認を行い、その結果に応じて管理者に必要な教養を行わせること。

- 自動車安全運転センターでは、令和2年4月以降は、当分の間、現行の新任教習指導員(普通)課程(以下「現行課程」という。)を実施しない方針であるが、令和元年度に現行課程を修了した者については、規則第17条第1項第2号等により、従来どおり教習指導員審査の審査細目の一部が免除される。

よって、来年度については、教習指導員審査の受審申請、教習指導員資格者証の交付申請などに関し、現行課程と新課程の修了者が混在することとなるので、申請者から研修課程の修了を証明する書面を受ける際は、課程の名称、修了年月日の確認を徹底すること。

(参考資料)

参考1：道路交通法の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件(令和元年国家公安委員会告示第51号)

参考2：技能検定員審査等に関する規則の規定に基づき、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する教習であって国家公安委員会が指定するもの及び国家公安委員会が指定する審査細目を定める件(令和元年国家公安委員会告示第52号)

○国家公安委員会告示第五十一号
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号ロの規定に基づき、自動車
安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを
次のように定める。

令和元年十二月二十七日
教習指導員（普通）課程

国家公安委員会委員長 武田 良太

○国家公安委員会告示第五十二号
 技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十七条第一項第二号の規定に基づき、技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であつて当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を次のように定める。

令和元年十二月二十七日
 国家公安委員会委員長 武田 良太

一 技能検定についての技能又は知識に関する講習

講 習	免除される審査細目
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型）課程	技能検定員審査（大型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型）課程	技能検定員審査（中型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（準中型）課程	技能検定員審査（準中型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普通）課程	技能検定員審査（普通）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大自二）課程	技能検定員審査（大自二）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

二 技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習

講 習	免除される審査細目
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（普通二種）課程	技能検定員審査（普通二種）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型二種）課程	技能検定員審査（大型二種）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型二種）課程	技能検定員審査（中型二種）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（準中型）課程	技能検定員審査（準中型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（大自二）課程	教習指導員審査（大自二）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び必要教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（普通二種）課程	教習指導員審査（普通二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び必要教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（大型二種）課程	教習指導員審査（大型二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び必要教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（中型二種）課程	教習指導員審査（中型二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び必要教育についての知識
自動車安全運転センターが行う新任教習指導員（普通二種）課程	教習指導員審査（普通二種）の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び必要教育についての知識

附 則

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 平成二十八年国家公安委員会告示第三十一号（技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号の規定に基づき、技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であつて当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を定める件）は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に自動車安全運転センターが行つた新任教習指導員（普通）課程については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。